

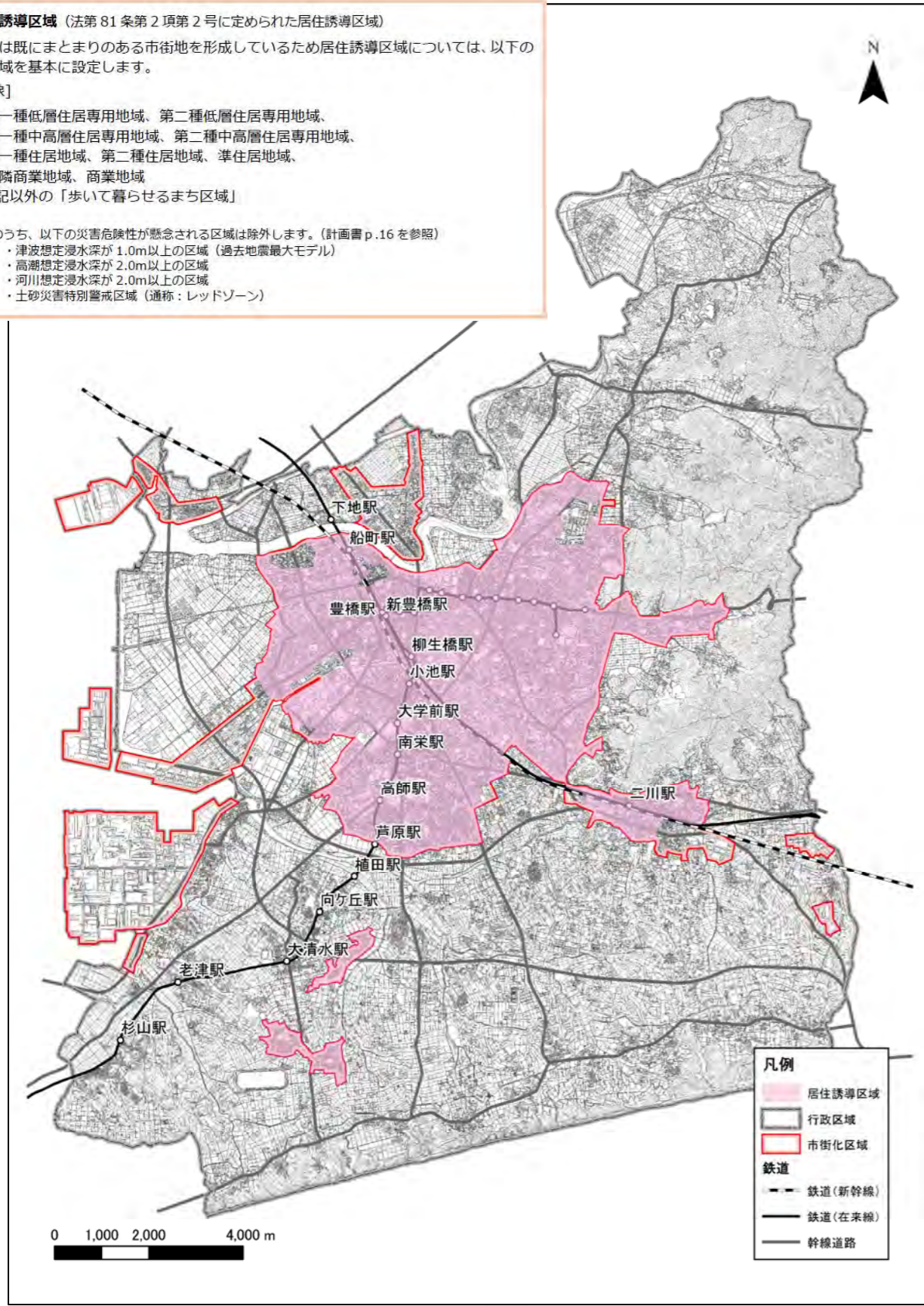
1. 現状の居住誘導区域

現状の居住誘導区域 (平成 30 年 9 月 1 日公表)

■**居住誘導区域** (法第 81 条第 2 項第 2 号に定められた居住誘導区域)
 本市は既にまとまりのある市街地を形成しているため居住誘導区域については、以下の用途地域を基本に設定します。

[対象]
 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、
 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、
 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、
 近隣商業地域、商業地域
 上記以外の「歩いて暮らせるまち区域」

○上記のうち、以下の災害危険性が懸念される区域は除外します。(計画書 p.16 を参照)
 ・津波想定浸水深が 1.0m 以上の区域 (過去地震最大モデル)
 ・高潮想定浸水深が 2.0m 以上の区域
 ・河川想定浸水深が 2.0m 以上の区域
 ・土砂災害特別警戒区域 (通称: レッドゾーン)



除外区域の考え方

- 津波想定浸水深が 1.0m 以上の区域 (過去地震最大モデル)
- 高潮想定浸水深が 2.0m 以上の区域
- 河川想定浸水深が 2.0m 以上の区域
- 土砂災害特別警戒区域 (通称レッドゾーン)

※想定浸水深の規模
 津波: 過去地震最大モデル
 高潮: 室戸台風級で堤防決壊なし
 河川 (豊川) : 150年に1回の確率で発生する洪水
 河川 (柳生川) : 30年に1回の確率で発生する洪水
 河川 (梅田川) : 50年に1回の確率で発生する洪水
 河川 (佐奈川) : 50年に1回の確率で発生する洪水

*急傾斜地崩壊危険区域は、対策が実施されていることから居住誘導区域に含んでいる

2. 公表前後の動き (ハザード情報)

① 洪水・内水浸水想定区域

平成 27 年 水防法改正

*洪水浸水想定区域の前提となる降雨を計画規模から想定最大規模に変更

-----平成 30 年立地適正化計画公表-----

令和元年 洪水ハザードマップ公表 (豊川・豊川放水路、柳生川) ※想定最大
 令和 2 年 内水ハザードマップ公表 ※想定最大
 令和 3 年 洪水ハザードマップ公表 (梅田川) ※想定最大

② 津波浸水想定区域

平成 23 年 津波防災地域づくりに関する法律 施行

-----平成 30 年立地適正化計画公表-----

令和元年 津波災害警戒区域の指定 (背上がり高)

③ 高潮浸水想定区域

平成 27 年 水防法改正

*高潮浸水想定区域 (想定最大) を公表する制度を創設

-----平成 30 年立地適正化計画公表-----

令和 4 年 5 月現在 高潮ハザードマップ作成中 ※想定最大

3. 見直し方針について

(1) 防災まちづくりの将来像とその考え方

防災まちづくりの将来像とその考え方については次のとおり。

防災まちづくりの将来像

命と暮らしを守る 安全・安心を兼ね備えたまち

防災まちづくりの将来像は、総合計画、都市計画マスタープラン、防災関連計画を踏まえた上で、「利便性の高さ」と「災害リスク」という一見共存し難い課題に取り組み、市民が安全・安心して暮らせるまちを目指すため、「命と暮らしを守る 安全・安心を兼ね備えたまち」とします。

(令和3年度中間報告書より)

(2) 居住誘導区域見直しにあたって

居住誘導区域の見直しをはじめ、具体的な取組の検討にあたっては、まちづくり全体のバランスを考慮することや、発生頻度や規模、災害の特性を踏まえるといったこととしている。

具体的な取組の検討にあたって

- 都市構造や人口、土地利用の状況、施設の立地状況を踏まえ、まちづくり全体のバランスを考慮する。
- 浸水深だけでなく発生頻度や規模、災害の特性を踏まえる。
- 気候変動を前提にハード対策だけでなく、ソフト対策を有効に組み合わせる。

(令和3年度中間報告書より)

(3) 居住誘導区域見直し方針

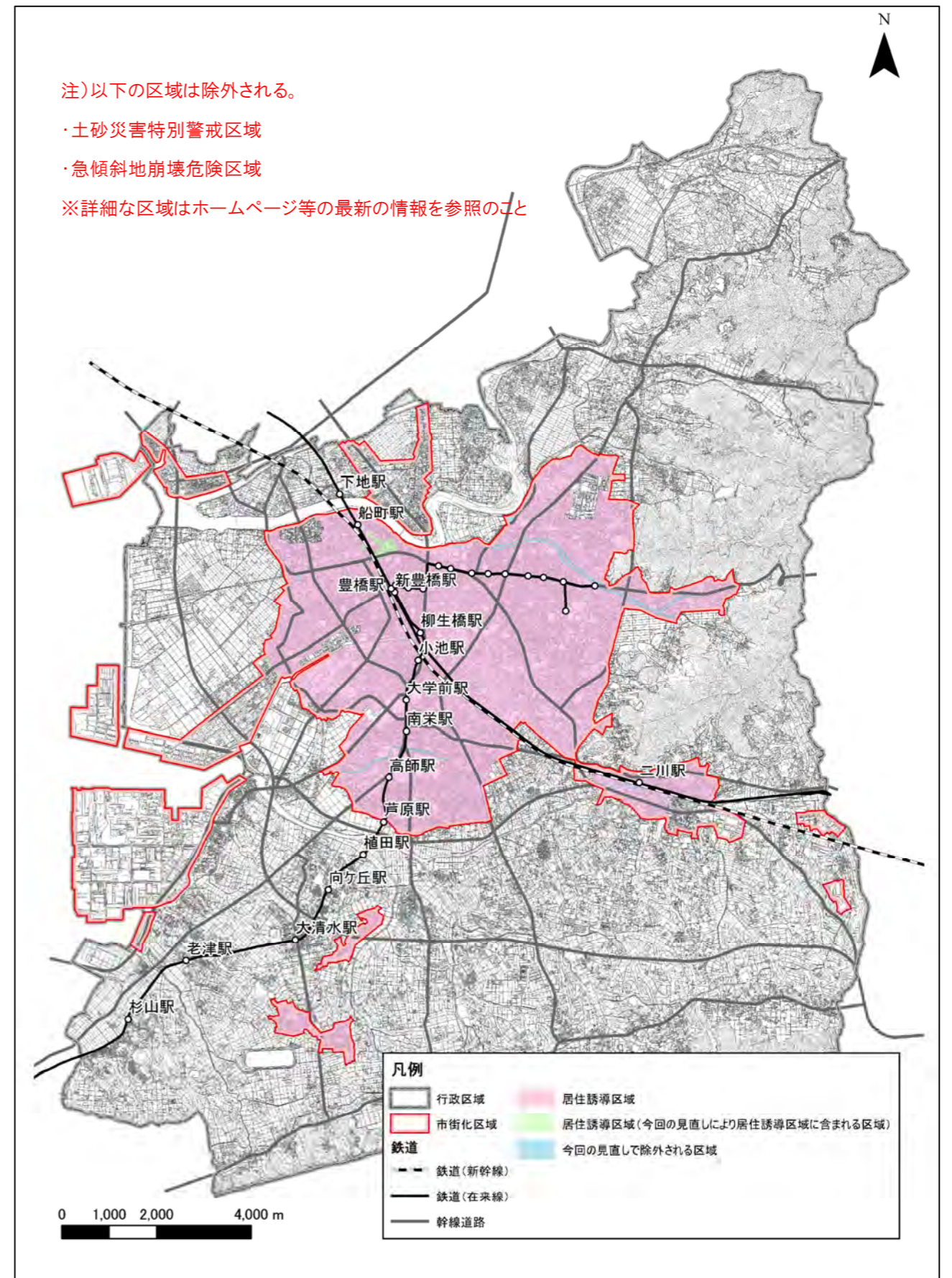
以上のことを踏まえ、今回の居住誘導区域の見直し方針を次のとおりとする。

●見直し方針

市街化区域の中で良好な居住環境を有する商業系・住居系用途の区域と公共交通沿線等の利便性の高い区域を基本とする。なお、これまでも災害危険性が懸念される区域を除外していたが、今回の防災指針の策定にともない、以下の区域を除外することとする。除外にあたっては、近年の気候変動により、いつ災害が起きてもおかしくないことを前提に、災害リスクの回避・低減施策により対応することを踏まえ、本市の市街地形成の状況と災害リスクのバランスを考慮することとする。

- ・津波想定浸水深が 1.0m 以上の区域 (過去地震最大モデル)
- ・高潮想定浸水深が 2.0m 以上の区域 (伊勢湾台風規模・堤防等決壊なし) **Change !**
- ・洪水想定浸水深が 2.0m 以上の区域 (計画規模)
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域 (対策済のものを除く) **New !**
- ・家屋倒壊等氾濫想定区域【河岸浸食・氾濫流】(想定最大規模) **New !**

4. 見直し結果について



5. 除外基準の考え方について

除外基準については、以下のとおりとする。
 なお、基準となる浸水深は現行計画と同様とする。

浸水想定区域について、洪水については「**計画規模**」、津波については「**過去地震最大モデル**」、高潮については、「**伊勢湾台風規模・堤防等決壊なし**」を基に基準を設定します。

【洪水】

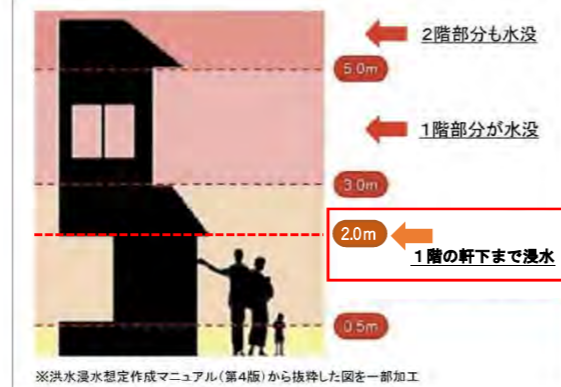
○想定浸水深が2m以上の区域を除外

【浸水深に関する参考指標①】により、
 1階の軒下まで浸水する浸水深は概ね2mと
 なっているため、想定浸水深が2m以上の
 区域を居住誘導区域から除外します。

【浸水深に関する参考指標①(立地適正化計画作成の手引き(国土交通省))】

①浸水深と人的被害のリスク

浸水による人的被害のリスクの程度を、浸水深から検討することが考えられる。一般的な家屋の2階が水没する浸水深5mや、2階床下部分に相当する浸水深3mを超えているか一つの目安となる。2階への垂直避難が困難な居住者の有無にも注意することが重要である。



【津波】

○想定浸水深が1m以上の区域を除外

【浸水深に関する参考指標②】により、
 浸水深が1m以上の場合、津波に巻き込まれた場合
 ほとんどの人が亡くなるため、想定浸水深が1m以上の
 の区域を居住誘導区域から除外します。

【浸水深に関する参考指標②(南海トラフの巨大地震モデル検討会(第二次報告))】

浸水した面積等の分類整理にあたり、目安とした浸水深の深さは、次の通り。

- 0.3m以上：避難行動がとれなく(動くことができなく)なる
- 1m以上：津波に巻き込まれた場合、ほとんどの人が亡くなる
- 2m以上：木造家屋の半数が全壊する(注：3m以上でほとんどが全壊する)
- 5m以上：2階建ての建物(或いは2階部分まで)が水没する
- 10m以上：3階建ての建物(或いは3階部分まで)が完全に水没する

【高潮】

○想定浸水深が2m以上の区域を除外

洪水による浸水に準拠し、想定浸水深が2m以上の区域を居住誘導区域から除外します。

6. (参考) 家屋倒壊等氾濫想定区域について

⑤家屋倒壊等氾濫想定区域

家屋倒壊等氾濫想定区域は、想定最大規模降雨が生起し、近傍の堤防が決壊等した場合に、現行の建築基準に適合する一般的な建築物が倒壊・流出する等の危険性が高い区域を示すものである。

【水災害を踏まえた防災まちづくりのガイドライン(国土交通省(R3.5))】

○地域の水災害リスクを踏まえて、土地利用や居住を誘導する区域の設定を検討するにあたっては、その地域の状況や地域でとらえる防災・減災対策を幅広く考慮して、都市的土地利用の必要性も含めて総合的に判断することが重要である。その際、浸水深が深く、浸水継続時間が長い地域や、家屋倒壊等氾濫想定区域といった特にリスクが高いエリアにおいては、居住の誘導を避けるとともに、移転等を促進し、当該エリアに開発等の規制をかけた方が合理的な場合もあることに留意し、検討を進める必要がある。

【水災害対策とまちづくりの連携のあり方について 提言(「水災害とまちづくりの連携のあり方」検討会(R2.8))】

氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域

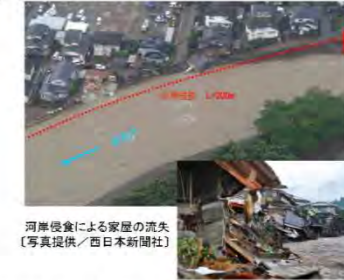
●洪水時における氾濫水の流体力が大きな範囲は、氾濫時に家屋の倒壊や流失を招く危険性があります。このような、氾濫水による木造家屋倒壊等のおそれのある区域について、『家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)』として示します。



堤防決壊に伴う氾濫流により木造家屋が倒壊した状況

河岸侵食による家屋倒壊等氾濫想定区域

●河川の流力が激しいと、河岸が削られ土地が流失することがあります。これを「河岸侵食」といい、今般の検討において洪水時に河岸侵食により、木造・非木造の家屋倒壊のおそれのある区域を『家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)』として示します。



河岸侵食による家屋の流失(写真提供/西日本新聞社)

堤防決壊に伴う氾濫流により木造家屋が倒壊した状況

7. (参考) 法的基準について

都市再生特別措置法上、居住誘導区域に含まないものとするもの。

地すべり防止区域	本市なし
急傾斜地崩壊危険区域	今回除外(対策済以外の箇所・・・居住誘導区域内にはなし)
土砂災害特別警戒区域	除外済
浸水被害防止区域	本市なし
都市計画運用指針 ^{*1} 上、原則として居住誘導区域に含まないこととすべきもの。	
津波災害特別警戒区域	本市なし
災害危険区域	本市なし

都市計画運用指針上、災害リスク、警戒避難体制、施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当でないと判断される場合、原則として居住誘導区域に含まないこととすべきもの。

土砂災害警戒区域 **津波災害警戒区域** **浸水想定区域(洪水・雨水出水・高潮)**

上記区域を居住誘導区域に含める場合には、防災指針において当該地区の災害リスクを踏まえた防災・減災対策を明らかにすることが必要。